

17

室長	スタッフ	担当者

熱海市からの相談に対して、以下のとおり取り扱いを整理し、同市あて回答する。

平成 21 年 8 月 8 日

日時	平成 21 年 7 月 31 日 (金)
場所	(電子メールによる)
案件	開発行為に関与していることの実事調査について (都市計画法第 80 条及び第 81 条による指導等の可否について)

1 相談内容…別紙のとおり

2 回答(案)

- 法第 80 条 (報告、勧告、援助等) により報告等を求める対象となる者は「この法律による許可又は…を受けた者」であるため、当初の許可等を受けた者のほか、法第 44 条または第 45 条により地位の承継を受けた者でなければならないものと考えられる。
- 法第 81 条 (監督処分等) により是正命令等を受ける対象となる者は、法第 80 条よりも広義に設定されており、許可を受けた内容により法第 81 条第 1 項各号に該当することが明らかである者のほか、法第 80 条により許可を受けた者から求めた報告内容により、上記の各号に該当することが新たに判明した者が対象になり得るものと思われる。
(法第 82 条 (立入検査) による扱いも同様)
- 上記事由より、法第 80 条による許可を受けた者及び法第 81 条第 1 項各号に該当することが明らかである者以外の者から求める報告については、以後の法的位置づけが困難になると考えられる。そのため、その前段において、法第 80 条により、開発を受けた者からその者の関与を報告させることが必要であると考えられる。またその際、虚偽の報告をした者については法 93 条第 1 項第二号により罰則が科せられることを明示することが望ましい。

② 事後、[redacted] の関与の有無及び、身柄隠蔽等 (何れ) により、[redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] として [redacted] した。

以上

H14に開発許可を受けた [redacted] (実態は [redacted] [redacted] に対して 国が行なった 80 条報告、 81 条命令について全て [redacted] [redacted] 施すに実施している。

都市計画法

(報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、指定都市等の長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

...

(監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認(都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。)を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- | |
|---|
| <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者</p> <p>三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> |
|---|

...

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十八条の二第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八十条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 三 第八十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。)若しくは産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター又は第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者若しくは指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

...

○熱海市からの情報提供/廃掃法第18条(報告の徴収)にかかるとる事案の内容について

(東部健康福祉センター廃棄物課 担当 () よりヒア)

- ・ 熱海市日金町の宅地造成許可済地における、解体工事中途のコンクリート廃棄物ガラを早期に撤去させるための前段として、8/10頃に廃掃法18条による報告を求める。
- ・ 報告の目的は、今後の是正指導にかかる公文書の宛先を統一するためのものであり、関係の疑いのある下記の者①～③より、主要な事業者を明示して報告させるものである。

① (宅地造成許可 造成主)

② (同 工事施工者)

③ (同施工地にかかるリサイクル法届出者)

(相談内容)

お世話になっております。
熱海市まちづくり課の[]でございます。

7月1日に協議させて頂いた、[]の件で下記のとおり指導
したいと思いますがいかがでしょうか？

法第80条では、「この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し…」
とあり、[]は対象外となる。現時点では、法第80条（報告、
勧告）及び法第81条（監督処分）の対象から外れている状況である。

そこで、任意書式により[]に対し各開発行為に関与して
いる事実を書面により徴収して、実質的開発者として法第80条及び第81条の
対象として指導できないかどうか検討しています。

この方法が可能かどうかご教示願います。

※ 現在[]は、[]破産の影響で資金調達に苦慮してお
り、各現場はストップして再開の目途も立っていません。又社員も2~3名
しかいない状況であると報告を受けております。

※ 8月10日前後に東部健康福祉センターが廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第18条第1項に基づく報告の徴収を行う予定です。これに併せて当市は開
発行為に関与しているかどうかの報告書の徴収を行いたいと思っております。



“熱海市まちづくり課” <machizukuri@city.atami.lg.jp> 2009/07/31 15:54:00

送信者: “熱海市まちづくり課” <machizukuri@city.atami.lg.jp>
宛先: “トチタイサクシツ” <touhitaitsaku@pref.shizuoka.lg.jp>
cc:
件名: [REDACTED]熱海市の相談です。-Checked by Antivirus-software

いつもお世話になっております。
[REDACTED]の件で相談があります。
よろしくお願ひします。

(以下、署名です)

〒413-8560
熱海市中央町1番1号
熱海市役所 建設部
まちづくり課 [REDACTED]
TEL 0557-86-6388
FAX 0557-86-6416
E-mail machizukuri@city.atami.shizuoka.jp



BO_01桑対象模試.doc